

平成24年第3回定例教育委員会

平成24年3月28日(水)午後2時

江別市教育庁舎 大会議室

出席者	委員長 委員 委員 委員 教育長	長谷川 清 明 相 馬 範 子 上 野 聡 志 郷 早 見 月 田 健 二	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課参事 学校教育課長 学校教育支援室参事 給食センター長 生涯学習課長 生涯学習課主幹 情報図書館長 郷土資料館長 総務課総務係長	佐 藤 哲 司 渡 辺 喜 昌 苅 谷 正 彦 木 村 藤 彦 三 富 一 義 伊 藤 忠 信 西 田 昌 平 園 部 真 幸 福 井 洋 小 林 則 幸 永 嶋 満 大 村 勇 二 齐 藤 俊 彦 山 本 則 行
			記録員 傍聴者	1名	

1 報告事項

(1) 平成24年第1回江別市議会定例会の一般質問について

2 審議事項

平成24年議案第13号

江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について

平成24年議案第14号

江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

平成24年議案第15号

江別市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

平成24年議案第16号

江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

平成24年議案第17号

江別市少年育成委員の委嘱について

平成24年議案第18号

江別市指定文化財の指定解除の告示について

3 その他

○各課所管事項について

○次回教育委員会予定案件について

○平成24年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録

長谷川委員長	<p>(開会)</p> <p>それでは、ただいまから、「平成24年第3回定例教育委員会」を開会いたします。本日の議事日程は配付のとおりであります。会議に先立ち、本日の会議録署名人を郷委員さんをお願いいたします。</p>
佐藤教育部長	<p>それでは、議事に入ります。1の報告事項(1)「平成24年第1回江別市議会定例会の一般質問について」の報告を求めます。佐藤教育部長お願いします。</p> <p>それでは、私から第1回定例会の一般質問についてご報告を申し上げます。今回は、資料でございますとおり、相馬議員さんほか合計6名の議員さんから一般質問がございました。資料の3ページから質問の要旨と答弁の要旨を記載しておりまして、予め送付いたしておりますので、私からはポイントを絞ってご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>最初に相馬議員さんであります。教職員住宅につきまして、要点といたしましては、空き室を子育て世代の支援策として市民利用に供してはどうだ、といったご趣旨の質問でございます。現状なのですが、管理職用の校長・教頭と一般の教職員用とがございまして、答弁にございまして、全部の学校に校長住宅はございます。教頭住宅は一部の学校はありますが、結果として、校長若しくは教頭の両方若しくはいずれかがすべての学校に居住されております。一般用につきましては、一番新しいのは萩ヶ岡ということになりますけれども、全部で147戸ありまして、入居率は約70%で、69.4%という状況にございます。ご質問の肝心な部分ですけれども、このことに対する答弁といたしましては、市教委としては、管理職住宅をつまみ校長・教頭用住宅は一軒でいいのではないかと、ということに対しましては、老朽化している現状もございまして、どのように、何戸まで集約できるのか、こういったことについては検討していくという考え方を示しております。それから、一般教員用の住宅を一般市民にも供してはどうかということについては、例年340人前後の教職員の出入りがございまして、目的外使用を直ちに認めるとするのは難しいという意味合いの答弁になっております。基本的には、萩ヶ岡に集約をすすめてまいりたいと思っております。具体的には、中央町の住宅がかなり老朽化しておりますので、こういった古いものから段階的な廃止ということを視野に入れていただいております。</p> <p>少しこの資料とは変わってきますが、付け足してご説明しますと、全国的にも教職員住宅というのは、かなり老朽化をしております。環境が悪いので、簡単に言いますと入りたくないという動き、入らないから使用しないという悪循環もありまして入居率の低下というものが一時ありまして、江別も同じでして、市内に住んでいけばいいのではないかと議論の時期もございました。ただ、この流れが東日本大震災によって大きく問題視されているということ認識せざるを得ないのでないかと、答弁にもそういった部分を含んでいるわけですけれども、一番新しい教育新聞にも掲載されているのですが、震災が突き付けた大きな課題である、被災地で校長先生が1時間半から2時間かかる場所に住んでいたことによって、教頭先生が中心に対応したわけですけれども、教頭先生は津波にのまれて命を落とされたといったことは、一体これは防災の観点からどうなのだ、という論議が今あるところでございます。江別は津波という可能性はほとんどないですけれども、それにしても防災を含めてどうあるべきかということをし少し時間をかけて検討していかなければいけないと考えているわけでございます。</p> <p>次に角田議員さんのご質問で、大学連携とまちづくり全般というものですけれども、伺いますと、角田議員さん自らアンケートをとられた結果に基づいて市の見解を問う、というものでございます。初めに図書館での自習とか時間延長とか、こういった要望についてどのような見解かというご質問でありますけれども、答弁が読みづらいのですが、火・水・木・金・土・日曜日と、開館しているわけですが、この閉館時刻が19時、21時、21時、17時、19時、17時となっております。極めてわかりにくい現状になっております。かねてからの課題ということもありまして、多少踏み込んだ答弁となっておりますけれども、私としては、19時であれば19時に、わかりやく統一すべきであると考えております。今後、情報図書館でこのことについての具体化に向けて、ちょうどこの3月にアンケートをとりましたので、その結果を踏まえて閉館時刻の統一化に向けた動きを具体化していかなければいけないと思っております。私の個人的な見解を申し上げますと、火曜日から土曜日を19時に統一し、日曜日は夜間の利用が減りますので17時と、おおむね現在の開館時間を守りながらわかりやすい開館時間の在り方に向けてつめていくべきではな</p>

佐藤教育部長

いかと考えております。

次に、スポーツ環境関係でございますけれども、小中学校のクラブ活動への支援ということですが、それぞれ記載のとおりですけれども、表彰も行ってありますし、中体連にしましては交通費等の助成を行っておりますとか、スポーツ少年団にも継続して補助を行ってきているというところでございます。

次に、クラブが異なって、小中学校間で継続できなくなるという問題でございます。実際にそういうことがあると思っておりますが、多種多様な希望にすべて対応していくということは、学校教育の場だけでは難しいと考えておまして、スポーツ少年団その他地域の支えということが必要になってくるのではないかと考えております。

次に、体育施設の利用予約にインターネットは使えないか、ということでございます。これは体育施設に限らず、市民会館や文化施設を含めて、かねてからある声でございますが、体育施設の専用使用の利用予約は、どうしても重複するという現状があるので、そういった重複を相互の話し合いで調整するというのもう何十年も続けているのが実状でございます。これは、予約そのものができたとしても、どうしても調整には来ていただかないとならないので、こういった答弁になっているものでございます。後段、規則が出てまいりますけれども、市民優先での予約ということにつきましては、今回、規則改正で一定程度改善を図ろうと思っております。

角田議員さんの最後は、体育施設の整備関係でございます。予算の時にもご説明いたしました、耐震化を要する体育施設というのは、市民体育館を筆頭に、一番古くは青年センター、大麻体育館の一部ということになります。東野幌体育館は耐震性があります。一気にやるということも考えたのですが、一時の負担になるという問題もありまして、まずは、最も利用者が多く、市の中心部にも位置している市民体育館から、平成24年度は耐震診断を行って耐震化に向けて進めていくという考えでございます。青年センターにつきましては、プールの在り方も含めて、耐震化というよりも建て替えなければならないのではないかと考え方がありますので、必ず耐震診断をするということは未定でありますけれども、いずれにしても、スポーツ推進計画の中でも併せて検討していくことになると思っております。

次に、本間議員さんから交通関係でございます。こちらは、直接答弁したわけではございませんけれども、スクールバスのことについて触れられましたので、教育委員会としても考え方を入ってもらっております。スクールバスについては、通年運行としては、ご承知のとおり江北地区と豊幌地区で、季節運行としては、東西野幌地区の児童生徒を野幌小学校、野幌中学校へ送迎しているということでございますけれども、現実として、児童生徒を様々な行事に輸送しているという実態があります。また、小学校も全校にプールが設置されているわけではございませんので、一部、青年センターへ水泳の授業のために輸送をしている実態がございます。そういったことから、スクールバスの空き時間を利用して一般市民の輸送に使うということはかなり難しいという実状でございます。

次に、星議員さんからのご質問であります。まず環境行政についてでございますけれども、平成19年に教育三法改正がございまして、教育基本法と学校教育法の両方ともに、環境の保全に寄与する態度を養うことといったことが、教育の目標に新たに加えられたという実状でございます。このことを受けて指導要領も変わりました。環境学習そのものが教育の中に入っているということも答弁で述べております。その他は記載のとおりですので省略させていただきます。次に、卒業式・入学式等の学校行事での国旗の掲揚と国歌の斉唱について、特に国歌の斉唱についてのご質問でございます。これは、学習指導要領に基づいた指導の徹底ということで、現に進めておりますし、実際にご質問なされた議員さんも今回、地元の小学校の卒業式をご覧になっていただきまして、大変大きな声で歌っていることがわかりました、すばらしかったというようにおっしゃっていただきましたので、一定程度ご納得いただけたのではないかと思います。

次に干場議員さんのご質問でございます。学校給食に限りませんけれども、食品の放射能検査につきましては、前回の定例会でも同様のご質問がございまして、こちらの答弁も同様の答弁になっております。今回、新たに基準値が下がるという動きがございまして、そのことによって、より安全なものが流通すると思っておりますけれども、答弁としては前回同様の答弁でございます。

もう一つは、校務支援システムでございます。後ほど、別の議員さんからもご質問がご

佐藤教育部長	<p>ございますけれども、どちらかという干場議員さんが導入には慎重であるべきという姿勢からの質問でございます。私どもがどのように考えているかということをお知らせ申し上げますと、確かに、電算化と言いますか、ICTの導入によって校務を少しでも省力化いたしまして、その分、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保できれば良いと思っておりますが、北海道市長会を通じて正式に要請した中身として、負担の軽減、そもそも道立の高等学校教育用に作られているシステムであるため、実際に扱う教職員に見ていただいたところ、機能が合わない。というのは、高等学校では採点による評価ができるわけですが、小学校ではそういった通知箋の付け方をしておりませんので、適応しないという問題があります。このため、道教委に対しては、経費の縮減と機能の改善について要望を出しているところでございます。それから、小学校への教職員用のパソコンの配置が再来年度の予定になっているものですから、そもそも教職員用のパソコン配置がもう少し後になるということがございます。そこで、私どもは二つの要望に対する改善の推移を見守りながら導入に向けて検討を進めていきたいという考えでおります。</p>
	<p>次に学校給食についてでございますけれども、学校給食の在り方を協議する場を別に設けてもらえないかという趣旨のご質問だと思います。今、現在、学校給食会の理事会がございまして、PTA連合会から3名、教育委員会からと学校の先生にも入っていただきまして、理事会を構成しているということでございます。したがって、私どもとしては、保護者の意見は反映されているものと考えております。この議題と関係ありませんけれども、昨日も理事会がございまして、学校給食費につきましては、小学校中学校とも、主食費は上がっておりますが据え置きとの決定がなされたところであります。場の設け方については、再質問もございましたけれども、今後の理事会における内容もホームページで必要に応じて公表をしていくという答弁をしております。それから、ちょっと戻りますけれども、1月から食品の産地につきまして公表することとしております。</p>
	<p>次に、斉藤議員さんからのご質問は、自転車の安全対策として自転車保険の加入を義務付けてはどうか、というご質問が一点目でございます。TSマークという言い方をしますけれども、損害賠償保険が一体になっているものと、また今は別の保険商品も出ています。もちろん事故があってはならないと思っておりますし、加害責任を含めた交通安全についての教育を徹底していかなければならないと考えておりますけれども、再質問の中では、どうしても保険料の負担という問題がありますので、こういったことが統一的に行われるかどうかについて、今後、江別市PTA連合会とも協議をしてみたいということでお答えをしております。</p>
	<p>もう一点は、校務支援システムでございますけれども、これは先ほど申し上げた内容と同じでございます。ただ、斉藤議員さんはより積極的に導入すべきとの立場からのご質問でございますが、いずれにしても、私どもは、教職員が要望しているシステムの改善、管内他市の導入状況も見守りながら検討を進めていきたいと考えているというところでございます。ざっぱくでございますけれども、以上でございます。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま報告のありました「平成24年第1回江別市議会定例会の一般質問について」の質問等がございましたらお願いします。</p>
郷委員	<p>大学生の図書館利用のことで伺いたいのですが、図書館利用というのは、道立図書館と情報図書館での自習要望と時間延長のことを言っているのでしょうか。</p>
佐藤教育部長	<p>道立図書館を含めたお話だったのですが、自習をする場がないといったことから図書館での自習を認めてもらいたいというお話でございました。これは、市として、別段、図書館で自習をするのはだめとしているわけではございませんが、実は、図書館での自習を禁止している公立図書館は少なくありません。本来の図書館機能からしますと、それが中心になるということはなかなか難しいのではないかと考えておまして、私どもは禁止という考えは現在持っておりませんけれども、節度ある利用に留めていただくという立場でございます。</p>
郷委員	<p>札幌市の方で、そういう現状があるとテレビで報道していたので、江別市もそういう関係があるのかと気にしていたのですが、大学そのものに自習室というのはないということなのでしょうか。</p>
佐藤教育部長	<p>通常、大学に自習室というのはないと思います。大学の図書館をご利用いただくか、どうするかということになります。角田議員さんのアンケートではこういったご意見は3名あったと説明しておりますけれども、傾向といたしましては、公立図書館は、図書持ち込</p>

佐藤教育部長 上野委員	みですとか、自習は禁止する方向に動いております。 質問と、思ったことと、要望みたいなことを述べていこうと思います。まず、相馬委員さんの教職員の管理職の住宅のことで、江別小と大麻西小と一中に教頭宅がないのは、古くて使えないということですか。
三富総務課参事 上野委員	江別小学校、大麻西小学校、第一中学校については、老朽化したという事で解体したものでございます。 連絡が容易になっているのかもしれないが、管理職というのは、一つに集約されて遠いところにいるよりは学校のそばにいる方がよいのではないのでしょうか。それが、管理職の役目であり、学校のすぐそばにいるのが一番いいのではないかという感じがいたします。
三富総務課参事	次に、教職員住宅の件ですが、教職員住宅の家賃はいくらぐらいのですか。 江別小学校の校長住宅ですと月額1万8,700円でございます。少し新しい住宅になりますと、対雁小学校の校長住宅では月額2万円となっております、おおむねこれぐらいの金額でございます。萩ヶ岡には教職員住宅が2棟ございまして、いずれも2万5,500円となっております。
上野委員 佐藤教育部長	安いですね。 教職員住宅につきましては、先ほど触れさせていただきましたけれども、もう一度ご説明させていただきたいと思います。そもそも歴史的には、日本中が住宅が十分ではなかった時代がありまして、ナショナルミニマムと言いますか、教育はどこにいても平等に施したいという考え方から、僻地であっても先生の住むところが必要だということから、現在も僻地には特別措置がございまして、こういうところは国のお金が入って教職員住宅が出来ますので、当然目的外転用ということはないですね。絶対とは言いませんが難しいということでございます。そういう時代が過ぎて、ほとんどが昭和40年代前後に建てられたといった経緯があって、どんどん老朽化していったことによりまして、教職員といえどもライフスタイルといった意識は人それぞれですから、水洗化されていないとか寒いといったことが珍しくない、管理職にあつては自分の住宅があるのだけれども公宅に入ることによって二重の負担を強いられる、といった様々な問題が地域ごとに違う色合いで存在しているのであります。もっと申し上げますと、県の負担で建っているものもあれば、江別市のように市が建てているものもあって、まちまちであります。ですから、行政財産であったり普通財産であったり、というところまでまちまちですので、どちらであっても地方自治法にいうところの相応の対価かどうかということが関わってきますのと、普通財産であれば一般の借地借家法、通常の家を借りるという法の適用もあるということになってまいりますので、行政財産の行政処分による決定ということはかなり異質なものになります。そういったしますと、最後に教育長からご答弁いただいたように、基本的に住宅の政策の問題について、教育委員会としての一定の考え方を持つべきだと思いますが、直ちに一般に供与するというのはかなり難しいというのが実状なのであります。道内には、まったく逆の動きをしている市町村もございまして、教員が入る所が足りないというところも一部にはあります。それから、江別の個別事情をさらに加えますと、北光小は調整区域であるので、一般の方がお住まいになるということは他の法律が引っ掛かってできない、というように個別な検討が必要なわけです。したがって、全面的に否定をしたわけではございませんで、まず、管理職住宅については、一戸なら一戸で本当にいいのか、入ってもらうことを義務付けることは果たしてできるのか、といった大きな課題を抱えながら、いざ何かあった時の防災上の対応を含めて検討を進めていかなければいけないということですし、一般の教職員用については、ケースバイケースに当たるという部分が一部あるものですから、老朽化にお金をかけてさらに建てるということではできないと思いますので、比較的新しい萩ヶ岡に集約せざるを得ないというのが現時点での基本方針ということでもあります。
上野委員	管理職の校長、教頭は、大体、自分の持家を持ちながら、赴くそこそこで二重の負担となることがわかっているのであまり高い金額はとれないというのはわかるのですけれども、巷では、国家公務員の宿舎が極端に安いというように、一般市民にはあまり良く映っていない部分があるので金額を聞かせていただきました。
大村情報図書館長	次に、角田議員さんの図書館についてですが、利用者が一番多い時間帯というのは何時くらいなのでしょう。 午前中が多く、10時から正午までが一番多い時間帯で、大体50名から100名近くの方がいらっしやいます。

<p>上野委員</p>	<p>本間議員さんがスクールバスのことについて聞いているのですが、スクールバスを一般市民の乗り合いに利用することについて聞くというのもどうなのかと思います。スクールバスを市内で一般市民を乗せて回るという感覚でいたのですが、そんなことできるわけないと思いましたが、空いている時間に使うというのも難しいのではないかと考えています。スクールバスがどこを運行しているかということなど、この方は江別以外から来た方なので実状がよくわからないので質問したのではないかと感じました。</p> <p>次に星さんの国歌の部分ですが、私、今年、大麻小学校の卒業式、大麻中学校の卒業式、江別高校の全日制の卒業式、定時制の卒業式に出席したのですが、高校生は、たぶん、国歌の歌自体がわかっていないと思います。歌っているそぶりというものが全然ないのです。中学校もあまり歌っているそぶりは見えなかったのですが、小学校は声はちょっと聞き取れなかったのですが、口が動いているということはわかっているのだと、今までずっとPTA会長を長くやらせてもらっていますが、児童生徒が歌っているというのは今回が初めてだった気がします。指導要領で教えるということできちんとできてきていることが示されてきているのではないかと感じました。それで、学校訪問だとか、学校評議員だとかで学校に行った時に、一度練習しているところを見学したいということを行っているのですけれども、是非機会があれば行ってみませんか委員長。</p>
<p>長谷川委員長</p>	<p>音楽の教科書では、以前は、君が代が載っているのは一番後ろだったのが、今は前の方になっていて、去年から使っている小学校の教科書では変わってきています。これは、教育長、学校で小学生には音楽の時間に教えていますよね。</p>
<p>月田教育長 上野委員</p>	<p>そうです。小学校できちんとやっています。</p> <p>機会があれば一回見たいと思いますので、すいませんがよろしくお願いします。これができるくと、中学校や高校でもきちんと歌えるようになってくるのではないかと思います。また、卒業式の次第の中に歌詞も載っていたので、そういうようにしていくのがいいことではないかと感じました。</p>
<p>長谷川委員長 佐藤教育部長</p>	<p>次に干場議員さんの放射性物質ということで、学校、幼稚園、保育園で定期的な検査というお話なのですが、では一般家庭の食品はどうなのか、という感じもします。ですから、あまりこういうふうを考えていくと、スーパーでも全部やっつけていかなければならないのでは、というように感じました。それから、学校給食会の理事の公募ということで、市P連から入っていることは良いことだと思いますし、公募に対して沢山の方が応募した結果自分がなぜ理事に選ばれなかったのか、といった不満が出てくることが無いとも言えない気がしますので、これは今のままのやり方でまったくかまわないと思います。</p> <p>最後になりますが、斉藤議員から出た自転車の保険ということで、私の保険を扱っている友人に聞いたのですが、賠償保険というのは、年間の保険金額がたいして高いものではなくて、賠償金額が2,000万円くらいのもので年額1,000円、無制限のものでも大体2,000円から3,000円を入れるというようなことです。後は、各ご家庭に乗用車があると思いますが、任意保険の特約ということで自転車の部分を2,000円くらい加えると、家族の誰が自転車に乗っていても事故が起きた場合に適用されるものがあるということですので、義務付けとなると難しい部分があるでしょうけれども、こういうものもありますということをご理解をさせていただく部分と、北海道PTA連合会の安全互助会というものにほとんどの学校が加入していると思いますが、年間何百円くらいのものであったと思いますが、登下校に事故に遭った場合には適用されるのですが、事故を起こした場合には適用にならないので、答弁にあったように、石狩管内ですとか北海道PTA連合会の方に、事故を起こした場合についても対応できないものか、協議していくことも一つあるのではないかと考えています。ちょっと長くなりましたが以上です。</p>
	<p>他にいかがですか。</p> <p>ご質問ではなかったのですが、スクールバスについて少し補足しておきたいと思えます。スクールバスと言いますと、あたかも無料でご自宅の近辺から学校まで輸送してもらえるようなイメージが具現化していると思えますけれども、現実には、スクールバスですとかスクールポートといったように、文部科学省の補助を受けて無料運行しているものばかりではございませんで、江別市の場合と言いますと、委託運行は夕鉄バスさんですけれども、この本社がございまして夕張市におきましては、一般乗合化したというのが実状でございまして、必ずしも本間議員さんのご質問の趣旨は、そう珍しくなっているとも言えないのではないかと、むしろ、そういった乗り合いをしないと過疎化している地域においては、</p>

佐藤教育部長	<p>輸送が持たないということでもあります。そうなる原因は、お金が出てくるところというのは、都市間交通には補助が出るのですが、市内の中の交通についての補助というくみは、国も道も薄いという実状なのです。交通に対する国の取っている基本姿勢というのは、都道府県への助成がメインで、国はそれを支援するという言い方をしていますので、なかなか一般の方々のバス輸送を確保するというのは、都市内ですとものごく大変な業務になるという背景がありますので、必ずしもスクールバスの一般乗り合いということが、変わった提案ということではなくて、現にそういう方向も珍しくはなくなってきている実状にあるということでございます。以上です。</p>
長谷川委員長 相馬委員	<p>他にありますか。</p>
	<p>相馬議員さん、一生懸命頑張っている議員さんだといつも感じているのですが、彼女が再質問なさっていて、さらに再々質問までされているのでこれに触れなくてはいけないと思ったのですが、彼女が一番言わんとしていることは、空き教職員住宅の再利用のことを追及しているようにみえました。今の学校の先生は持家の場合が多く、教職員住宅が空いていることが気になっていて、これを集会場にしたりしているところがあって、確かに目的外使用はよくないことではしょうけれども、目的外使用によっていろいろできてしまう、廃校になった後がいろいろな研究所になっていたりしているので、目的外使用できることをわかって言っているのだと思います。私は、住宅というのはプライバシーだと思っており、自分たちが住んでいるところに集会場とか子どもたちの集まるような場所にすると、学校で一生懸命働いて、家に帰っても近所に住む人の目を気にしてしまうようになって、息つく暇もなくなり、先生方のプライバシーが無くなってしまいますので、私は反対なのです。そういうところを気遣ってあげる必要があると思います。相馬議員さんのように、無駄なことはしたくないと思うのですが、プライバシーの職員住宅までそういったこととするのはどうなのかと思います。学校を目的外使用している例があるので、目的外使用できることはわかるのですが、教職員の住宅にそういったスペースを作ることは私は反対です。</p>
福井給食センター長	<p>次に、給食のことですが、干場議員さんはいつも給食のことや放射能汚染のことを質問されて私も勉強になることが多いです。確かに放射性物質の検査というのは、情報提供ということはこういうことになった以上は必要ですが、行き過ぎることはどうかと思います。それから、給食関係の審議会というのはどれくらいあるのですか。</p>
	<p>「学校給食運営委員会」がありまして、通常の給食の運営について、予算、決算について協議するものですが、それから、今現在、進行しております「食器検討委員会」と、市の食育推進計画ができたので再開しようと思っております「食育運営委員会」というものがあります。</p>
相馬委員	<p>市民公募の枠が必要ではないか、ということですが、今、市民公募がブームなのです。大阪市の区長が市民公募ですし、学校長も公募なのです、これと同じ気持ちかどうかはわかりませんが、私は、いろいろと言う人はいるでしょうが、市が選んでいる方は、やはり、まともだと思いますので、市民公募は反対です。</p>
	<p>それから齊藤議員さんの自転車保険の加入についてですが、昨年でしたか、立命館大学が学生が事故を起こしたことを受けて学生全員に自転車保険の加入を義務付けしたのですが、私は今はできないでしょうが、いずれは保険加入が義務付けになると思うので、義務付けがいけないとは一概に言えない、いずれは変わっていくと思います。一つお願いしたいのは、警察の取り締まりの対象は、自動車を運転している側が多く、自転車や歩行者の取り締まりはほとんどない。自転車と歩行者の取り締まりが無さ過ぎていて、時代に合っていないと思います。保護者に対してパンフレットを配布して周知するほかに、自転車と歩行者の取り締まりを警察にお願いできないでしょうか。</p>
園部学校教育支援室参事	<p>警察の歩行者、自転車の取り締まりはかなり厳しくなっていると聞いておりますけれども、教育委員会では学校だけではなく、警察の関係者も含めた指導連絡会という会議を持っておりまして、そういった場で話をしてまいりたいと思います。</p>
上野委員 相馬委員	<p>保護者などへ説明する時に、事例を示して勧めることも一つの方法だと思います。</p>
	<p>最後に校務支援システムについてです。齊藤議員さんと干場議員さんは真逆なのですが、齊藤議員さんは、先生方の事務処理をもっと軽減してほしいから取り入れなさい、ということだと思ひまして、私もよくわかるので賛成なのですが、高校用のシステムでは小学校の成績処理の実態に合わないですし、データの入力は先生方がいちいち入れなければならぬということを考えてしまうと、このシステムはどうか、と思ってしまうと思います。</p>

相馬委員	また、導入費用もたくさんかかるようですし、防衛庁などがサイバー攻撃されているので果たして安全といえるのか、といった素朴な疑問を持っています。将来的には改善されると思うので導入することは賛成ですが、今、現在のシステムは首をかしげると感じました。
佐藤教育部長	先ほどもご説明しましたとおりなのですが、まず、正式に北海道市長会を通して要望をしました。よく市長会を通じてとか、知事会を通じてとか答弁するのですが、そのこと自体に触れておきますと、ただ市長会を通じて申し入れましたということとはまったく違ひまして、地方自治法に規定された回答義務のある特別な団体という位置付けなのです。単に市長の集まりから何かを言いましたという意味合いではございませんで、法に基づく回答要請をしたというようにご理解をいただかないと正確に伝わらないのではないかと感じておりますことを付け加えさせていただきます。やはり、数値で表現できるものとそうではないデータがございまして、特に小学生におきましては、数値ではない評価をしており、しかも、学校、学年によってまちまちでございまして、いわゆる、あゆみとか通知箋とかいうものの、種類そのものがおそらく数百種類に及ぶわけですので、それらの出力に全部対応するという事は電算化するうえではありえませんが、あとは、データの持ち方として、どのように通知箋に反映させるのかは、もう一つ別の工夫になってくると思います。いずれにしても、現時点ではそこまでいっていないので、求めてはいますがその結果を見ていないので、あくまでもこれからの検証、これからの判断になると思っています。基本的には、ある程度の価格で供給してもらえれば、江別だけが入れないということは、教職員の管内、道内への異動などに影響してまいりますから、足並みを揃えていかなければならない面もあると考えているところであります。
長谷川委員長	校務支援システムについて、全道版のものができたということですがけれども、実際に活用して現場で使うようになってから、ここはこうした方が良くといったことが必ず出てくるものですので、あまり積極的に手を挙げて導入しても苦勞するだけで、安定してからの方がよいのではないのでしょうか。また、札幌市は独自で開発していますので、具体的な省力化の方法などが出来れば情報も得られるでしょうから、しばらく様子を見ながら判断するといった部長の考え方でよろしいのではないかと思います。
月田教育長	現在は、1校で約2万円かかるということで、江別市では27校あるので1か月54万円かかることとなります。それでは払っていけないのではないかと考えているところです。また、札幌市は、今、別に小中学校用というものを開発しているので、それを注目しており、それが北海道のシステムにも入ってくるようになっていけば、少しは校数も増えていくと思うが、まだ、各市町村で1校ぐらい試験的に使う程度ですので、高い料金設定になっているということでありませう。
上野委員	市内に公立高校が3校あるので、情報交換しながら検討していけばよいのではないのでしょうか。
長谷川委員長	他はいかがですか。 (なし) ないようでしたら、本報告については終了してよろしいのでしょうか。 (一同了承)
木村総務課長	続いて、2の審議事項平成24年議案第13号「江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を求めます。木村総務課長お願いします。 議案第13号「江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由をご説明申し上げます。資料の2ページをご覧ください。先に、平成24年4月1日付け人事異動の内示がございました。生涯学習事業と文化振興事業を一体的に取り組むため、生涯学習課の文化振興係が同課生涯学習係に統合されることから、当該規則第2条第1項の「文化振興係」を削除するとともに、第6条の生涯学習係の事務分掌につきましても所要の改正を行うものでございます。資料3ページ以降は新旧対照表でございませう。左側は改正前、右が改正後でございませう。資料3ページと5ページの下線部分が改正となる部分でございませう。なお、附則におきまして、この規則の施行日を平成24年4月1日としております。以上でございませう。
長谷川委員長	ただいま説明のありました、「江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」質問等がございましたらお願いします。

長谷川委員長	<p>(なし)</p> <p>それでは、平成24年議案第13号「江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することにご異議ありませんか。</p>
小林生涯学習課長	<p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、平成24年議案第14号「江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を求めます。小林生涯学習課長お願いします。</p> <p>議案第14号「江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。改正の理由でございますけれども、公民館等の使用料見直しに伴いまして、規則の関連する箇所につきまして改正を図ろうとするものであります。改正の詳細につきましては、7ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。まず第2条第2項では、市民の定義を江別市自治基本条例に合わせ、使用の申請時期を市民が6か月前から、市外の方は5か月前から申請できるよう差別化を図り市民の利用しやすい環境を整備したものでございます。次に第3条第2号では、調理実習室の12時から18時までの時間帯について、利用者が調理から試食、後片付けまでをゆとりを持った使用ができるよう1時間単位での貸出しについて条例を改定したものでございますが、規則では、区分をまたがって使用するときの料金の計算方法について整備したものでございます。次に第10条でございますが、遵守事項の飲食と喫煙の号を分け、所定の場所での飲食と館内での喫煙を制限し、以下号を繰り下げております。また、様式では、9ページをご覧くださいと思います。第1号様式「江別市公民館使用許可申請書」及び10ページ第2号様式「江別市公民館使用許可書」の申請者欄に「1. 市内に住所を有する、2. 市内に通勤・通学先を有する、3. 市内が主な活動場所、4. 1～3以外」の4項目を加え、第1号様式及び11ページ第3号様式「江別市公民館使用許可取消(変更)申請書」の欄外に、「団体で使用する場合は、申請者欄には団体の住所を記載すること」を加えたものでございます。新旧対照表の改正箇所につきましては、アンダーライン部分となりますのでご参照いただければと思います。なお、施行期日につきましては、平成24年10月1日とするものでございます。以上、よろしく願いいたします。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました「江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」質問等がございましたらお願いします。</p>
上野委員	<p>許可申請書の下の部分に、「団体で申請する場合は、申請者欄には団体の住所を記載すること」と記載しているが、団体としての建物がない場合は何を書けばいいのか、という質問に対しては、団体としての建物がない場合は代表者の住所を記載してください、といったことが付け加えてあるとよいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
小林生涯学習課長	<p>代表者とか、事務局の届け出となりますので、市民か、市民でないかといったところを整理するために、これだけで済まそうと思ったのですが、市民会館も合わせて同じようにするということでしたので、自治条例に合わせて4項目を付けて、さらに、団体というのは、代表者なり若しくは事務局であるということと団体の住所を記載することとしたものであります。</p>
上野委員	<p>どう書いたらよいかといったことを聞かずに済むので、ちょっと付け加えるとよいのではないかと思います。</p>
郷委員	<p>なぜ、10月1日からなのですか。</p>
小林生涯学習課長	<p>市民周知とご理解をいただくための準備期間ということで10月1日から施行としてさせていただきます。</p>
長谷川委員長	<p>それでは、平成24年議案第14号「江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、平成24年議案第15号「江別市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を求めます。小林生涯学習課長お願いします。</p>
小林生涯学習課長	<p>議案第15号「江別市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。改正の理由であります、先ほどと同様に使用料等の見直しに伴いまして、規則の関連する箇所について改正を図ろうとするものであります。改正の詳細につきましては、8ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条</p>

小林生涯学習課長	<p>第2項第1号では、公民館と同様に市民を定義させていただき、ホール及び楽屋について、市民が申請する場合は使用を開始する月の12か月前からとし、市民以外の者が申請する場合は11か月前からとし、市民と市外者に差を設け、市民の利用しやすい環境を整えたものでございます。同条同項第2号では、リハーサル室について、市民が6か月前から、市外者は5か月前から、申請できるよう差別化を図ったものでございます。次に第11条では、遵守事項の飲食と喫煙の号を分け、所定の場所での飲食と館内での喫煙を制限し、以下号を繰り下げたものでございます。また、様式では、9ページ第1号様式「江別市民文化ホール使用許可申請書」及び第2号様式「江別市民文化ホール使用許可書」の申請者欄に、公民館と同様、「1. 市内に住所を有する、2. 市内に通勤、通学先を有する、3. 市内が主な活動場所、4. 1～3以外」の4項目を追加し、第1号様式及び11ページ第3号様式、12ページ第5号様式「江別市文化ホール特別設備等設置許可申請書」欄外に、「団体で使用する場合は、申請者欄には団体の住所を記載すること」を加えたものでございます。これらの改正箇所につきましては、新旧対照表のアンダーライン部分となりますのでご参照いただければと思います。なお施行期日につきましては、平成24年10月1日とするものでございます。以上、よろしくお願いたします。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました「江別市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」質問等がございましたらお願いたします。</p>
	<p>(なし)</p> <p>それでは、平成24年議案第15号「江別市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
小林生涯学習課長	<p>次に、平成24年議案第16号「江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を求めます。小林生涯学習課長お願いたします。</p>
	<p>議案第16号「江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。改正の理由でございますが、公民館等の使用料見直しに伴い、関係条例の改正を行ったものでありまして、規則の関連する箇所につきまして改正を図ろうとするものでございます。改正の詳細につきましては、15ページの新旧対照表をご覧くださいいただければと思います。第2条では、市民と団体の定義を加え、「江別市教育委員会」を「以下（教育委員会）」に、江別市あけぼのパークゴルフ場を「以下（ゴルフ場）」に改めさせていただいたものでございます。それに伴いまして、第3条並びに第3条の3、第1項及び第3項を改めたものでございます。次に第7条の2第1項及び第2項につきましては、条例に9ホール料金を設定したことによりまして超過使用料についての条文を削除するものでございます。それに伴いまして第19条中から第7条の2も削除するものでございます。次に別表第1では、貸出物品の廃棄等に伴う品名の整理を行うとともに、備考欄の説明語句を修正させていただいたものでございます。次に別表第2では、条例で体育館のクラブ及びパークゴルフ場を使用する高齢者団体の料金を定めたことから、5の「半数以上が65歳以上の者で構成される団体」の備考欄で、登録クラブとゴルフ場の団体を削除し、「専用使用の場合に限る」と改めたものでございます。この他、他の規則との統一を図るための文言改正を行うとともに、18ページの第2号様式「江別市体育館登録クラブ使用申請書、江別市体育館登録クラブ使用券」から28ページの第14号様式「江別市森林キャンプ場個人使用券」までを、条例に合わせて金額等の改正を行うものでございます。これらの改正箇所につきましては、新旧対照表のアンダーライン部分となりますのでご参照いただければと思います。なお、施行期日につきましては、体育館は平成24年10月1日とし、パークゴルフ場とキャンプ場にあつては、条例同様、団体等の要望を踏まえ平成25年4月1日とするものでございます。以上、ご説明いたしましたのでよろしくご審議お願いたします。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました「江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」質問等がございましたらお願いたします。</p>
郷委員	<p>改正前の貸出物品にVTR装置など、いろいろあったのですが、改正後は載っていないのですが、これは借りる人がいないので特に貸出しはしないということでしょうか。</p>
小林生涯学習課長	<p>これらは、主に市民体育館ができた時に設置したものでありまして、機器の老朽化が進み使う方もいないということで更新をせず、併せて表から削除したものでございます。</p>

<p>長谷川委員長</p>	<p>他ございませんか。 それでは、平成24年議案第16号「江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、平成24年議案第17号「江別市少年育成委員の委嘱について」説明を求めます。 園部参事お願いします。</p>
<p>園部学校教育 委支援室参事</p>	<p>議案第17号「江別市少年育成委員の委嘱について」ご説明いたします。少年の非行防止等のための街頭巡回指導に当たっております江別市少年育成委員につきましては、2年間の任期で委嘱しているところでありますが、本年3月31日で現委員の任期が満了することから、江別市少年指導センター規則第3条の規定により、新委員の選考事務を進めてまいりました。このたび、議案に記載しましたように33名の委員を委嘱することといたしましたので、よろしくご審議のうえご承認をお願いいたします。委員の任期につきましては、平成24年4月1日より平成26年3月31日までであります。以上でございます。</p>
<p>長谷川委員長</p>	<p>ただいま説明のありました「江別市少年育成委員の委嘱について」質問等がございましたらお願いします。 (なし) それでは、平成24年議第17号「江別市少年育成委員の委嘱について」を承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。</p>
<p>齊藤郷土資料 館長</p>	<p>次に、平成24年議案第18号「江別市指定文化財の指定解除の告示について」説明を求めます。齊藤郷土資料館長お願いします。 江別市指定文化財の指定解除の告示についてご説明いたします。本件につきましては、江別市指定有形文化財であります「大麻3遺跡出土の土偶」が、このたび北海道有形文化財の指定を受けたことにより、江別市文化財保護条例第7条第2項の規定により、市の指定は解除されたものとして扱われるため、同条例第8条の規定に基づき、指定解除の告示を行おうとするものであります。本来であれば、別途、報告事項として、北海道指定文化財に指定となったことをご報告すべきですが、密接に関連いたしますので、本議案の中において、これまでの経過をご説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。当文化財にかかる主な履歴を記載しておりますが、昨年6月30日に市の定例教育委員会におきまして、北海道指定文化財への指定申請を議決いただいた後、書類整備をして7月26日に北海道教育委員会へ指定申請を行っております。その後、今年2月8日の北海道の定例教育委員会におきまして、北海道文化財保護審議会へ正式に指定を諮問することが決定され、同月28日に同審議会から指定すべきとの答申をうけて、今月14日開催の北海道の定例教育委員会において、指定を決定したものであります。なお、正式な指定日は、北海道教育委員会告示があった3月19日となっております。また、参考までに申し上げますと、現在この土偶は、5月13日まで北海道開拓記念館で開催中の「北の土偶」展に貸出中で、江別市郷土資料館には5月22日に返却予定となっております。以上述べましたような経過によりまして、北海道指定有形文化財となりましたことから、資料2ページに記載してございます告示文によりまして、市の文化財指定解除を告示いたしたく、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
<p>長谷川委員長</p>	<p>ただいま説明のありました「江別市指定文化財の指定解除の告示について」質問等がございましたらお願いします。 ございませんか。 (なし) それでは、平成24年議案第18号「江別市指定文化財の指定解除の告示について」を承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他であります。各課所管事項は何かございますか。 ないようでしたら、次に次回の委員会での予定案件について、日程についても併せて、木村総務課長お願いします。</p>

木村総務課長	<p>次回の教育委員会の案件でございますけれども、今のところ、報告事項といたしまして、平成24年学校選択制にかかる入学の状況についてを予定しております。また、各課所管事項といたしましては、各審議会等委員の委嘱についてを予定しております。次に、次回の定例教育委員会の日程でございますけれども、4月27日（金）午後4時からと考えておりますが、各委員さんのご都合はいかがでしょうか。</p>
長谷川委員長	<p>今ありましたように、次回の定例教育委員会を4月27日（金）午後4時からということで、皆様のご都合はよろしいでしょうか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>では、そのようにお願いしたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>（閉会）</p>

終了 午後3時34分

署名人（委員長） 長谷川 清明

署 名 人 郷 早見